



子どもの支援を考える
研修テキストシリーズ

01

児童発達支援・放課後等デイサービス

虐待防止

小さな違和感から支援を問い直す

研修・訓練テキスト



はじめに

小さな違和感から支援を問い直す

帰りの玄関で、靴を履かない子がいます。「もう車が待っているよ」。声をかけても動きません。その場にいたら、次に何をするでしょうか。

本書は、こうした日常の場面から虐待防止を考えます。子どもの様子をどう読み取り、危険な対応にどう介入し、事業所として何を変えるのか。法律と現場の判断を行き来しながら学びます。登場する場面・事例はすべて研修用の架空例です。

本書で身につけること

- ✓ 本人の表情・行動・言葉と支援者の行為を分けて観察し、権利が損なわれている可能性を具体的に説明できる。
- ✓ 危険な対応を止めて安全を確保し、施設従事者による虐待と家庭の虐待に応じた通報・通告を行える。
- ✓ 誘導を避けて子どもの話を受け止め、直接見たこと、伝聞、推測を区別した記録と説明ができる。
- ✓ 個人への注意だけで終えず、支援方法・配置・相談経路の改善を決め、子どもへの影響を確かめられる。

学び方

まず本文を読み、日々の支援と重なる場面を探してください。ケースでは解説を先に読まず、「何を確かめ、どう動くか」を自分の言葉にします。話し合いと訓練の後には、現場で変えることを一つ決め、実行した結果まで確かめます。

事例は学習用の架空例です。制度上必要な措置と本書の運用例を区別し、事業所の指針・計画と合わせて使用してください。7分野は実務上の整理であり、法律上「7種類の法定研修」と定義されているものではありません。

CONTENTS

目次

第1章 「急いで」の前に見えているもの	5
第2章 断れること、選び直せること	6
第3章 虐待を見落とさないための制度	6
第4章 その場を変える、最初のひと言	7
第5章 一日の流れに沿って支援を見直す	8
第6章 子どもを変える前に、支援を組み替える	9
第7章 禁止の先に、次の行動を用意する	10
第8章 「悪気はなかった」で見えなくなるもの	11
第9章 発見直後に子どもを守る	12
第10章 報告を、必要な相手まで届ける	13
第11章 保護者がいま知りたいこと	13
第12章 後から場面が浮かぶ記録を書く	14
第13章 「注意しました」で終わらない委員会	15
第14章 改善は、子どもの変化で確かめる	16
第15章 ケースで考える 判断を先に書く	17
第16章 個人ワーク 記録を事実書き直す	21
第17章 グループワーク 初動と通報を練習する	22
第18章 理解度確認 次の行動を説明する	23
第19章 解答 解説 判断の根拠を確かめる	25
第20章 研修後の確認 説明から実行へ	29
第21章 現場点検 書類と実際の支援を照合する	30
第22章 A4一枚クイックリファレンス	31
第23章 学びを次の勤務につなげる	32
法令と参考資料	33
研修と補講の記録	35
改善の記録	36
事業所の確認欄・改訂履歴	37

BEFORE LEARNING

いまの自分の判断を確かめる

前のページの到達目標を読み、各項目について「説明できる」「迷う」「まだ経験がない」を選びます。できない点を探して終えるのではなく、今日練習する行動を一つ選んでください。

到達目標	研修前の状態	確かめたい場面
目標 1	説明できる・迷う まだ経験がない	
目標 2	説明できる・迷う まだ経験がない	
目標 3	説明できる・迷う まだ経験がない	
目標 4	説明できる・迷う まだ経験がない	

最近、判断に迷った場面

研修後にできるようになりたいこと

この記入は人事評価のためではありません。経験や職種による違いを持ち寄り、同じ場面をどう捉えるかを比べるために使います。

01

「急いで」の前に見えているもの

場面から考える

玄関で立ち止まった子に、職員がもう一度「急いで」と声をかけます。子どもは靴に手を伸ばしかけ、引っ込めました。ここで腕を引けば、出発には間に合うかもしれません。けれども、なぜ手を引っ込めたのかは分からないままです。支援を振り返るときは、予定が進んだかに加え、その間に本人が何を経験したかを見る必要があります。

靴の中の違和感、足の痛み、次の予定への不安、疲れ。考えられる理由はいくつもあります。「またわがママを言っている」と決めた瞬間に、その手がかりを見落としやすくなります。「どこか気になる？」と確かめ、座れる場所を用意し、靴を確認する。本人が答えやすい方法を探すと、大人の対応にも選択肢が生まれます。

一人の余裕に頼らない

もっとも、送迎時刻が迫り、ほかの子どもも待っている場面で、担当者一人に余裕を求めるだけでは解決しません。焦りが強い声や強引な介助へ変わる前に、誰が交代し、誰が出発の遅れを連絡するかを決めておきます。疲れや苛立ちを感じたときに応援を頼めることも、子どもを守る仕組みの一つです。行為をした職員への対応と、危険を止めにくくした仕事の仕組みの改善を、両方進めます。

この研修で確かめたいのは、子どもが「嫌だ」「手伝って」と伝えた後に、何が起きるかです。職員がその声やしぐさを受け止め、困った場面を具体的に相談できるようになったか。相談件数が増えても、それまで言えなかったことが届き始めた結果かもしれません。数だけを追わず、相談後に安全と支援がどう変わったかを見ていきます。

02

断れること、選び直せること

「赤と青、どちらにする？」。子どもが赤を指すと、職員が「今日は青がいいんじゃない？」と聞き直す。こんなやり取りでは、選択肢が二つあっても、本人が選べたとはいえません。意思の尊重は、尋ねた回数ではなく、答えをどう受け止めたかに表れます。選びやすく伝え、断っても不利益を与えず、選び直せるようにすることが基本です。

言葉による表出が難しい子どもにも意思があります。顔を背ける、身体を固くする、手を引く、特定の場所に近づかないといった変化は、本人を知るための手がかりです。ただし「顔を背けたから必ず嫌だ」と一つの意味に決めることも避けます。いつもの反応と比べ、痛みや疲労を確認し、絵・実物・短い言葉など別の方法や時間帯で確かめます。本人の反応と、職員がそこから考えたことを区別して共有します。



最善の利益とプライバシー

最善の利益とは、大人がよいと思う結論を本人に代わって一方的に決めることではありません。本人の意向を土台に、健康と安全、発達、友達との関係、参加の機会などを合わせて考えます。希望どおりにはできない場合にも、理由を分かる形で伝え、目的に近づく別の方法を探します。「外は危ないから行かない」で終えず、短い行程、静かな時間、必要な同行者を検討するということです。

排泄や着替えの援助では、安全確認とプライバシーの両方が必要です。触れる前に説明し、視線を遮り、必要な部分だけを介助します。年齢や障害を理由に羞恥心がないと考えてはいけません。本人が望む介助者や方法を確認し、難しい場合はその理由と代替方法を伝えます。支援を受けることと、身体や私生活を他人に無制限に見せることは別です。

03

虐待を見落とさないための制度

障害者虐待防止法では、施設従事者による虐待を身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待の五つの類型で捉えます。児童発達支援・放課後等デイサービスの従事者による障害児への虐待も対象です。類型は行為に名前を付けて終えるためではなく、暴力以外の被害を見落とさないために使います。一つの場面に複数の問題が重なることもあります。〔3〕〔5〕

身体的虐待には叩く、蹴るなどの暴力や不当な身体の制限、性的虐待には性的行為や性的な被害を与える行為、心理的虐待には強い威圧や侮辱、拒絶などが含まれます。放棄・放置は必要な世話や保護を怠ること、経済的虐待は財産の不当な処分や不当に利益を得ることです。日常の支援では、食事を無理に口へ押し込む、失敗を見せしめにする、水分や排泄の必要を放置する、預り金を私的に使うなどの行為を具体的に点検します。〔3〕〔5〕

通報と通告の違い

施設従事者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、市町村へ通報します。子どもが説明できない、けがが見えない、職員が否定しているという理由で、確証が得られるまで待つ手続ではありません。安全確保と通報を進め、虐待の判断や調査を担う機関へ事実を伝えます。管理者への報告だけでは外部への通報を終えたことにはなりません。〔5〕

家庭での保護者による虐待が疑われる場合は、児童虐待防止法に基づき市町村・児童相談所等へ速やかに通告します。児童相談所虐待対応ダイヤル189も利用できます。家庭の虐待は同法の四類型で扱うため、施設従事者による五類型や窓口と混同しないでください。〔6〕〔10〕

事業所に求められる体制

指定基準は、虐待防止委員会、職員研修、担当者の設置等を求めています。解釈通知では委員会と研修を少なくとも年1回、研修は新規採用時にも行う取扱いが示されています。虐待防止の指針も整えることが望まれますが、身体拘束等の適正化指針と同じ義務として扱うものではありません。会議と研修を同日に行う場合も、何を検討・決定し、何を学んだかをそれぞれ記録します。〔1〕〔2〕

虐待防止措置未実施減算は、必要な組織的措置の不備に関する報酬上の制度です。虐待の発生が確認されなければ体制整備が不要になるわけではありません。管理者は適用要件と改善の手続を指定権者の資料で確認します。堺市は国の指定通所支援基準を条例で採用しており、大阪府の資料を堺市独自の追加義務と読み替えないことも大切です。〔4〕〔8〕

04

その場を変える、最初のひと言

同僚の声が強くなり、子どもが身体を固くしています。気になっても、何とえばよいか迷うことがあります。そんなときの短い言葉を、平常時から共有しておきましょう。「ここは私が代わります」

「いったん手を離して、応援を呼びましょう」。まず行為を止め、子どもの安全を確保します。相手への説明や事実確認は、その後につなげます。暴力などで介入者にも危険があるときは、一人で近づかず、応援や警察・救急を求めます。

交代を申し出るだけでは引継ぎは終わりません。誰が本人に付き添うか、ほかの子どもを誰が見るか、負傷の確認と連絡を誰が行うかを確かめます。自分の持ち場を離れたことで別の子どもが無人になるなら、応援を具体的に依頼します。「誰か来て」ではなく「活動室の見守りをお願いします。私はAさんに付き添います」と伝えると、必要な行動が共有できます。

子どもの言葉を受け止める

本人が話し始めたら、否定せずに聴きます。「教えてくれてありがとう。安全に過ごせるように一緒に考えるね」と応じ、「誰にも言わない」とは約束しません。安全を守るため、必要な人に伝えることを本人に分かる方法で説明します。話したくない様子なら無理に続けず、安心できる人と場所を確保します。

日常の予防では、職員自身が交代の合図を使えることも重要です。「声が強くなりそうなので代わってください」と言えることを専門性の一部として扱います。交代後は、その職員を責めるだけで終えず、何が重なって負担が高まったのかを確認します。ただし、疲労や人員不足は子どもの被害を軽く扱う理由にはなりません。

PART 2 日常の場面で判断する

05

一日の流れに沿って支援を見直す

学校迎いで、いつもはすぐに乗る子が車の前から動きません。時計を見る前に、今日は何が違うのかを確かめます。乗車場所の騒音、席への不安、体調、学校からの情報に手がかりがあるかもしれません。遅れが続くときは、その子だけに速さを求めず、迎え順、引渡し場所、担当配置も見直します。ほかの職員の目が届きにくい車内で叱責が続いていないかは、送迎記録や引継ぎでも確認します。

食事・排泄・着替え

食事では、食べた量だけを成果にすると、本人の苦痛が見えなくなります。食べない、口にためる、顔を背けるときは、体調や痛み、食形態、姿勢、感覚の負担を考えます。からかいや罰で食べさせようとせず、安全な摂食について保護者や専門職と確認します。おやつを取り上げるなど、必要なケアを従わせる取引に使うことも見直します。

排泄の失敗や着替えの遅さは、本人を人前で評価する材料ではありません。濡れた衣類への対応、体調確認、安心できる介助を先に行い、保護者への連絡はほかの家族に聞こえない場所で伝えます。

「また失敗した」というまとめ方ではなく、時刻、本人が知らせた方法、援助が間に合わなかった条件を残すと、次の支援に使えます。

静かな子の困りごとを見る

個別療育や自由時間では、拒否しても課題を続ける、特定の子どもへの呼びかけにだけ応じない、他児との関わりから一律に外すといった対応を点検します。静かに待っている子どもほど、必要な援助や参加の機会が減っていても気づかれにくいことがあります。大きな行動だけでなく、一人で過ごす時間や呼びかけへの応答を観察します。

身体に触れる介助、写真撮影、職員の私的な連絡は、支援の目的と範囲を明確にします。本人の嫌がる接触を親しきで正当化したり、私物端末に写真を保存したりしません。預り金や購入代金は受払を追えるようにし、確認を一人に任せきりにしない方法を取ります。性的・経済的な被害も、日常の小さな境界の曖昧さから見落とされる可能性があります。

06

子どもを変える前に、支援を組み替える

「声を荒らげないようにします」。振り返りでそう決めても、翌日、同じ時刻に同じ困りごとが起これば、担当者はまた行き詰まります。まず変えるのは、本人と職員を追い込んでいた条件です。今すぐ続ける必要のある活動かを考え、中断や予定変更ができるなら休止します。そのうえで、体調、伝わり方、環境を順に確かめます。

難しい課題なら、短く区切る、最初の一工程を一緒に行う、順序を本人に選んでもらう方法があります。人の出入りや音が負担なら、場所と時間を調整します。ここで確かめたいのが、意思表示の「その後」です。休憩カードを用意しても、出すたびに「あと少し」と断られるなら、本人には役立ちません。伝えたら大人が応じてくれる経験を、支援の中に作ります。

明日、誰が何を変えるか

対応案は「優しく声をかける」だけでは職員によって変わってしまいます。たとえば「送迎の5分前に写真で予告する。靴を履く場所には椅子を置く。拒否があれば足や靴の状態を確認し、別職員が発連絡を行う」と、きっかけ・行動・役割を具体化します。方法を変えた後は、本人の緊張や拒否、助けを求める様子はどう変わったかを見ます。

子どもから被害の話があったときは、支援改善のための聞き取りと、出来事の調査を混ぜません。

「何があったか、話せるところを教えて」と受け止め、誘導する質問や繰り返しの聴取を避けます。本人を安全な状態に置き、必要な通報を行ったうえで、専門機関へ引き継ぎます。職員が納得する説明を子どもに完成させてもらう必要はありません。

07

禁止の先に、次の行動を用意する

「その対応はやめましょう」と伝えた後、担当者が次にできることは何でしょうか。禁止とともに、代替りの行動を準備します。以下はその出発点です。本人の意思、体調、危険の程度を確かめて使います。

避ける対応	問題と置き換える行動
泣きやむまで別室に一人で置く	苦痛や身体の変異を見落とす。静かな場所を提案し、本人が出入りできることと付き添う職員を確認する。
失敗をみんなの前で説明させる	羞恥や萎縮を強め、助けを求めにくくする。必要な確認は個別に行い、本人が話せる範囲を尊重する。
従えば食事やおやつを返す	ケアと服従を結び付ける。食事を確保したうえで、活動の難しさや意思の伝え方を見直す。
保護者の要望だから厳しくする	保護者の希望だけでは本人への権利侵害を正当化できない。達成したい目標を共有し、威圧や押さえ付けを使わない方法を示す。
説明をそろえてから報告する	原事実が失われ、通報が遅れる。各人が見聞きした内容を独立して記録し、食い違いは消さずに残す。

関係職員への聞き取りでは、行為を正当化する説明と、確認できた事実を区別します。「ほかの子を守るためだった」という目的だけで判断せず、具体的に何をし、本人にどう影響したかを確認します。必要な安全確保を実施した後も、行為者への対応と組織の再発防止を並行して進めます。

対応を変えるときは本人にも伝えます。「さっきは大きな声で話してごめんね。ここで休めるようにするね」のように、本人の責任にせず、これから何が変わるかを示します。本人の気持ちは決めつけず、言葉や表情から受け止めを確かめます。謝罪だけで同じ場面へ戻さず、担当や活動を具体的に調整します。

08

「悪気はなかった」で見えなくなるもの

「この子とは長い付き合いだから」。からかうような言葉が気になっても、そう説明されると口を挟みにくいことがあります。しかし、付き合いの長さや善意は、子どもが受けた影響を確認する代わりにはなりません。何を言い、何をしたか。本人はどう反応し、断ったり助けを求めたりできたか。関係の評価から、起きた事実へ視点を戻します。〔3〕

本人が笑っている場面も同じです。楽しさを示す笑いの場合もあれば、場に合わせたり、緊張を和らげたりする反応の場合もあります。笑顔だけで「嫌ではない」と判断せず、からかいを受けない別の場面で本人の気持ちを確かめます。言葉で説明できなくても、接近の回避や活動への参加の変化を観察できます。

緊急の警告と、続く叱責

大声の意味は状況によって異なります。車道へ出そうな瞬間の短い警告と、失敗を責め続ける威圧は、危険の切迫性、目的、長さ、本人への影響が違います。緊急の警告をした後にも、危険が去れば声と関わりを戻し、本人に説明します。「安全のためだった」として、その後の叱責まで正当化しません。

判断が分かれるときは、虐待という名称を付けることだけを議論しないでください。今止めるべき行為は何か、本人の安全は保たれているか、誰に事実を伝えるかを先に決めます。虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは市町村へ通報します。「不適切支援」と呼び換えて内部改善だけにとどめないことが必要です。一般的な支援方法について迷う相談と、発見時の通報は区別します。〔5〕

09

発見直後に子どもを守る

- ① 危険な行為を止める
応援を呼び 安全な担当へ交代
- ② 本人を保護し救護する
緊急時は記録を待たず119や110
- ③ 市町村へ通報する
内部の調査完了や承認を待たない
- ④ 事実を残し支援を続ける
接触の見直しと原記録の保全

危険な行為を発見したら、行為の中止、応援要請、子どもの保護に着手します。役割を分け、本人への付き添い、他児の安全、救護と連絡を同時に進めます。子どもの状態が急変している場合は、管理者の到着や保護者の返答を待たず、119番等による緊急対応を優先します。暴力が続くなど生命・身体に危険がある場合は110番も用います。

発見 → 行為を止めて応援を呼ぶ → 本人・他児の安全と救護を確保する → 市町村へ通報し関係機関と連携する → 記録を保全し、安全な支援を継続する。この順に一つずつ終わるのではなく、救護・通報・記録は担当を分けて並行して進めます。記録が完成するまで必要な連絡を待たせないでください。

傷が見えなくても確認する

本人の状態は、意識や呼吸、出血、痛みだけでなく、接触を避ける、特定の職員を怖がる、帰宅を極端に嫌がるなどの反応も確認します。目に見える傷がないことを安全の証明にせず、必要な医療的評価や専門機関の助言につなげます。本人を関係職員と二人きりにしないなど、再び危険にさらされない方法を取ります。

管理者が当事者や関与者の場合は、その承認を待たず外部窓口へ通報します。法人内の別の責任者へも連絡し、支援を継続する担当を確保します。映像や原記録は上書き・削除を防ぎ、正規の保管先で閲覧者を限定します。証拠を守るつもりでも私物端末へ持ち出すと別の情報漏えいを招くため、関係機関へ安全な保全方法を相談します。

10

報告を、必要な相手まで届ける

応援を頼まれた人は、その場をまだ見ていません。「先輩の対応がひどい」とだけ聞いても、救護が必要なのか、担当を交代すべきなのかを決められません。時刻、場所、見た行為、本人の状態、いま取っている安全措置、必要な支援を順に伝えます。分からないことを未確認と伝え、次に調べるべきことも明らかになります。

報告例：「15時10分、活動室で職員がAさんの右腕を引くところを見ました。Aさんは泣き、右腕に触れられるのを嫌がっています。私が担当を交代し、B職員が付き添っています。けがの程度は確認中です。救護の応援と、市町村への通報の担当を確認してください」。この報告では、行為を見たことと負傷をまだ確認できていないことを分けています。

内部報告だけで終えない

管理者への内部報告、法に基づく通報、指定権者への事故報告、保護者への説明は、それぞれ相手と目的が異なります。「管理者に伝えたから誰かが通報するはず」とせず、通報先・時刻・応対者・伝達内容を確認めます。施設内で虐待かどうか意見が一致しなくても、発見者の通報を止める理由にはなりません。〔5〕

堺市の障害者虐待防止相談窓口は電話・FAX072-280-6262、平日9時から17時30分までです（祝休日・年末年始を除く）。時間外は市役所当直072-233-2800から担当への取次ぎを求めます。生命・身体の緊急危険には119・110を優先します。連絡先は付録の台帳にも記入し、更新時には送迎担当や非常勤を含めて周知します。〔7〕

通報した職員を孤立させないことは管理者の責任です。必要のない範囲まで氏名や発言を共有したり、シフトや評価で報復したりすることを防ぎます。情報共有を限定することと、問題を隠すことは異なります。子どもの安全と対応に必要な人へ、必要な事実が届くように管理します。

11

保護者がいま知りたいこと

「いま、うちの子はどうしていますか」。事業所内で被害が疑われるとき、保護者が最初に知りたいことの一つです。原因の調査が終わるのを待たず、確認できた事実、まだ分からないこと、取った安全措置、次の連絡時点を説明します。職員への配慮から行為を曖昧な言葉に置き換えると、子どもの状態も事業所の対応も伝わらなくなります。

説明例：「本日15時10分、職員がお子さんの右腕を引く場面を別の職員が見ています。お子さんは泣き、現在は担当を交代して付き添っています。けがの状態は確認中で、必要な受診について対応しています。行為に至った経過はまだ確認できていません。確認できたことと今後の支援について、本日中に改めてご連絡します」。事実が異なる場合はそのまま使わず、実際に確認できた内容に直します。

不安を聴き、安全の見通しを伝える

保護者の怒りや不安を、説明の妨げとして扱わないことも大切です。質問と希望を聴き、担当変更、受診、登所時の配慮、連絡方法などを相談します。「お子さんにも原因があった」「普段から大変なので」と責任を転嫁せず、支援者として取るべき対応を説明します。一方、確認していない事実を断定したり、二度と起こらないと根拠なく保証したりしません。

家庭の虐待が疑われる場合には対応が異なります。保護者へ本人の話をそのまま伝えることが、帰宅後の危険や調査への影響を増やす場合があります。児童相談所等へ速やかに通告し、引渡しや説明の方法について助言を受けます。迎える時間が迫っていても、その事情を伝えて安全確保を相談し、職員一人で抱え込まないでください。

12

後から場面が浮かぶ記録を書く

翌朝、前日の場面を見ていない職員が記録を読みます。そこから子どもに何が起きたかをたどれるでしょうか。直接見たこと、本人の言葉、人から聞いたこと、記録者の考えを分けると、事実と未確認事項が伝わります。時刻が不明なら不明と残し、推測で埋めません。後で分かったことは、追記した人と日時が分かる形で加えます。

評価の言葉を、観察した事実直す

不十分な記録例：「Aさんがわがままを言い、職員が対応した。けがは大丈夫と思う」。これでは実際の行為も、誰が状態を確認したかも分かりません。本人への評価を取り除き、観察した動作と発言に直す必要があります。

修正文例：「15時10分、活動室。Aさんが机の横で座り『やらない』と発言。C職員がAさんの右手首を持って立ち上がらせようとした。Aさんは泣き『痛い』と発言した。15時11分、私が交代を申し出、C職員は手を離した。B職員がAさんに付き添う。私は右腕の状態を直接確認していない。15時13分、管理者へ上記を報告」。ここまでが記録者の観察と行動です。別職員による身体状態の確認や外部連絡は、確認者と時刻を付けて続けます。

尊厳を守って残し、保管する

写真や身体図が必要な場合は、撮影・記録の目的、本人の尊厳、必要な範囲、保管と閲覧方法を確認します。撮影のために救護を遅らせず、本人に同じ説明や姿勢を何度も求めません。本人の言葉はできる限りそのまま残し、どの質問に答えたかも分かるようにします。

保存期間は記録の種類と適用される基準・条例に沿って管理します。研修記録、支援記録、委員会記録を一律に同じ起算日で扱わず、BOOK00の保存管理表と照合してください。調査や紛争が続いている資料は通常の期限だけで廃棄せず、保全を調整します。研修で使うときには、氏名だけを消しても本人が分かる場合があることに注意します。

虐待防止委員会の対応状況は、記録の上5年間保存します。個別の支援・事故等の記録とは根拠を分け、記録種別ごとの保存期間と起算日をBOOK 00の保存管理表で確認してください。〔2〕

13

「注意しました」で終わらない委員会

会議録に「当該職員へ注意し、全職員に周知した」とあります。それだけでは、明日の支援がどう変わるかは読み取れません。虐待防止委員会では、子どもの声、苦情、ヒヤリハット、支援記録から問題の条件を探り、誰が何を変えるかを決めます。定例会を待てない危険には直ちに安全措置と必要な通報を行い、その後の検証を委員会へつなぎます。

事案を検討するときは、最初に確認できた事実と未確認事項を整理し、子どもへの身体的・心理的影響と現在の安全を確認します。次に、本人への説明や支援の適切さ、業務量、時間配分、交代のしやすさ、職員教育、相談経路を見ます。

「当該職員に注意した」という結論だけでは、同じ条件で別の職員が行き詰まる可能性が残ります。



仕組みを変え、次の勤務へ届ける

たとえば送迎前の叱責が続いたなら、職員の言動への対応に加え、活動終了と乗車の間に必要な時間があるか、準備を援助する人がいるか、遅延を連絡する役が決まっているかを確認します。改善策は、本人への具体的な予告、迎え順の変更、交代役の明確化などに落とし込み、実施責任者と確認日を設定します。

法人合同の委員会でも、事業所ごとの課題と決定が迫える記録を残します。管理者が事案の当事者なら、法人の別責任者や外部の専門家を活用し、利害関係のある人だけで評価しない体制を取ります。外部機関の調査に協力しつつ、委員会による内部検証を通報の代わりにしないことが必要です。

決定は会議に出た人だけの知識にしません。非常勤や送迎担当にも、次の勤務から何を変えるのかを説明し、現場で実行できるかを確認します。実施が難しい理由を聞き取ることは、反対を封じるより確かな改善につながります。

14

改善は、子どもの変化で確かめる

玄関で靴を履かなかった子の場面に戻しましょう。椅子を用意し、予告の方法と送迎の順序を変えたとして、何が変われば改善といえるでしょうか。出発が早まったことだけでなく、本人が困ったときに知らされたか、職員がそれに応じられたかを確認めます。計画し、実行し、結果を見て修正するこの循環をPDCAと呼びます。評価することを先に決めておくと、改善が「気を付ける」で終わりません。

送迎待ちの叱責を減らす例では、まず待ち時間、本人の反応、職員の声かけ、交代の有無を確認します。そのうえで待機場所と迎え順を変更し、写真による予告を担当者が行います。2週間後に、叱責が減ったかだけでなく、本人が助けや休憩を求められたか、乗車時の緊張が変わったかを見ます。行動が小さくなっても、本人が諦めていないかを確認する必要があります。

うまくいかなかった条件も残す

効果が乏しければ、本人の努力不足とせず、実際に決めた支援が行われたか、別の痛みや不安がなかったか、予定に無理がなかったかを確認します。予定どおり実施できなかった事実も改善の資料です。職員に実施済みの印を付けさせるより、できなかった理由を共有できることが重要です。

年度末には、実行できた改善と未解決の課題、迷いの多かった場面、新任者や欠席者への補講状況を整理します。次年度は同じ内容を漫然と繰り返すのではなく、課題に合うケースや報告演習を選びます。担当者が交代するときには、教材と名簿だけでなく、未完了の改善、担当、期限、子どもへの配慮も引き継いでください。

15

ケースで考える 判断を先に書く

各事例について、まず一人で判断を書き、その後に意見を比較します。分からないことを推測で埋めず、「今ある情報で行うこと」と「確認が必要なこと」を分けてください。解説は第19章にあります。

ケース1 食事が進まない子どもと、焦る職員 初級

5歳のAさんは昼食を口に運ぶ手を止めています。職員は片付けの時刻を気にして「赤ちゃんみたい。みんなは終わったよ」と言いました。周囲の子が笑い、Aさんも笑いましたが、スプーンを置いて下を向きました。あなたは食事介助を始めたばかりで、普段の食べ方を知りません。

考えること：最初に誰へ何と言いますか。食事量以外に何を確認しますか。目撃した言動を、評価を加えず二文で記録してください。

最初の行動と理由	確認が必要な情報

ケース2 学校迎えが遅れた午後 基本

学校の玄関で8歳のBさんが靴を履かず座っています。車内には別の児童が待ち、次の学校の迎えも迫っています。先輩がBさんの腕を引き、Bさんは泣いて腕を引き戻しました。先輩は「このままでは全員が困る」と言います。あなたは運転担当で、玄関と車の両方を一人では見られません。

考えること：今止める行為と、並行して守る必要のある子どもを挙げてください。応援をどこへ求め、どの事実を報告・通報しますか。

最初の行動と理由	確認が必要な情報

ケース3 笑っているから、嫌ではないのか判断が分かれる場面

中学生のCさんが集団活動で言い間違えました。職員が話し方を真似するとCさんも笑い、別の職員は「本人も楽しんでいる」と言いました。最近Cさんはその活動の前にトイレへ行くことが増えていますが、理由は確認できていません。あなたは同じ班の先輩との関係を悪くしたくありません。

考えること：確認できた事実と推測を分けてください。その場の働きかけと、後でCさんの意思を確かめる方法をそれぞれ考えてください。

最初の行動と理由

確認が必要な情報

ケース4 玄関での排泄の引継ぎ 判断が分かれる場面

小学生のDさんに失禁があり、着替えを済ませました。迎えに来た保護者に職員が玄関で「今日も失敗して、においが大変でした」と話し始めました。近くに他の家族がいて、Dさんは職員の服を引いています。保護者は急いでおり「ここで教えてください」と言います。

考えること：必要な情報を伝えながら、Dさんのプライバシーをどう守りますか。保護者がその場の説明を希望するときの言葉を考えてください。

最初の行動と理由

確認が必要な情報

ケース5 目撃した後、口止めされた 緊急対応

他児を叩こうとしたEさんに、先輩職員が手を上げ、Eさんの頭を叩くところを見ました。別の職員が他児を離し、今は危険が止まっています。先輩は「あなたは経緯を知らない。誰にも言わないで」と言いました。管理者は外出中で電話に出ません。Eさんは隅でうつむいています。

考えること：次の5分に行うことを、本人への対応、連絡、記録に分けてください。管理者につながらないことは、どの行動を待つ理由になりますか。

最初の行動と理由

確認が必要な情報

ケース6 「帰りたくない」と話した子ども 緊急対応

送迎直前、Fさんが小声で「家で叩かれるから帰りたくない」と話しました。腕には色の変化が見えますが、原因は確認できていません。保護者が予定より早く到着し、玄関で待っています。別の職員は「まず保護者に本当か聞こう」と提案しました。

考えること：Fさんにどのように応じ、どの機関へ何を伝えますか。保護者への説明と引渡しについて、今決めずに助言を求める事項を挙げてください。

最初の行動と理由

確認が必要な情報

ケース7 保護者が望む「最後までやり切る支援」 管理者の判断

Gさんの保護者は「学校では最後までできる。嫌がっても押さえて課題を終わらせてほしい」と希望しています。Gさんは課題の後半になると席を離れますが、前半は自分から教材を選んでいきます。担当者は関係悪化を心配して同意しそうです。次回の個別支援会議は来週です。

考えること：保護者が実現したい願いと、受け入れられない方法を分けて説明してください。会議までの支援をどう整え、どの情報を集めますか。

最初の行動と理由

確認が必要な情報

ケース8 「大事にしないで」と記録変更を求められた 管理者の判断

虐待疑いの報告後、管理者が「誤解を招くから『強く引いた』を『介助した』に直して」と言いました。目撃職員は自分の見た動きをそのまま残したいと考えています。管理者は普段から人員の相談にも対応しており、職員は逆らいにくいと感じています。本人は翌日も利用予定です。

考えること：原記録と翌日の安全を守るために何をしますか。誰が確認を担うべきか、外部通報と法人内連絡をどう進めるかを考えてください。

最初の行動と理由

確認が必要な情報

16

個人ワーク 記録を事実書き直す

次の記録を読み、確認できる事実、評価、未確認事項を分けてください。「16時ごろ、Hさんがいつものようにわがままを言ったため、職員が少し強く対応した。本人も大丈夫そうなので問題ない」。この文章だけで分かることは限られています。見ていない動作や発言を補って、もっともらしい記録にしないでください。

まず、書き手に尋ねる質問を三つ作ります。次に、自分が直接目撃したという仮定を置かず、現時点で記録できる内容を書きます。最後に、実際の勤務で同様の報告を受けたとき、最初に確かめる安全情報と連絡先を記入します。書き直しの目的は、悪い表現を丁寧に言い換えることではなく、事実が不足していることに気づくことです。

記入項目	自分の考え
書き手に確認する三つの質問	
現時点で書けること／まだ書けないこと	
本人の現在の安全を確かめる方法	
次の勤務で変える記録の習慣	

17

グループワーク 初動と通報を練習する

ケース5を使い、25分程度で机上演習を行います。目的は、危険を止めた後に安全確認・連絡・記録を分担し、管理者不在でも必要な通報を進められるかを確認することです。3～5人で発見者、付き添い、他児担当、連絡担当、評価者を分け、少人数の場合は兼務と応援先を明示します。事業所の平面図、実際の連絡先台帳、白紙の記録票、模擬電話を準備します。

通常支援の担当を別に確保し、訓練の開始と終了を全員で確認します。実際の事故や体調変化が生じたときは訓練を中止し、実際の対応へ切り替えます。連絡はすべて模擬で行い、保護者、119・110、行政窓口等へ実際に発信しません。

開始時に「先輩が叩いた場面を目撃。今は行為が止まっている。管理者は外出中で電話に出ない」と提示します。各自1分で最初の行動を書き、班で役割を決めて実行する言葉を発声します。進行者は途中で「法人の別責任者にもすぐつながらない」「保護者から電話が入る」「別の子が不安になり泣き始める」を順に加えます。誰も担当しない仕事が残らないか、通報が管理者の返答待ちになっていないかを確認します。

続いて5分程度の実動確認を行います。連絡先台帳を実際に取り出し、正しい窓口を選び、模擬電話で30～60秒の第一報を伝えます。身体を押さえる、叩く、威圧する行為は再現せず、行為はカードで示します。参加者には過去の被害経験を話すことを求めません。

評価者は、本人と他児の担当が決まったか、現在の状態を伝えたか、見た事実と未確認を分けたか、通報先と時刻を記録したかを観察します。安全担当・連絡担当・次の確認時点が明確になったところで終了し、通常業務へ戻ることを確認します。振り返りでは、個人の失敗より、台帳の所在、応援の呼び方、役割の重複など実行を妨げた条件を挙げ、改善と再練習の日を決めます。

振り返る項目	班の記録
最初の行動／担当漏れ	
通報で伝えられた事実と不足情報	
現場の仕組みとして直すこと	
担当者・期限・再練習日	

18

理解度確認 次の行動を説明する

全10問です。短い言葉で構いませんが、結論に理由を添えてください。採点だけで終えず、通報・安全確保に関する迷いはその場で確認し、事業所の連絡先と役割に結び付けます。

問1

施設従事者による虐待を受けたと思われる子どもを発見しました。管理者は「調査して確実にってから」と言います。待ってよいか、連絡先とともに答えてください。

回答・理由：

問2

子どもが「家で叩かれる」と話しました。施設従事者の虐待と同じ窓口だけに伝えればよいでしょうか。通告先と、迎えが来たときの留意点を答えてください。

回答・理由：

問3

虐待防止の委員会と研修を同じ日に行いました。何を区別して記録しますか。

回答・理由：

問4

失敗をからかわれた子どもが笑っています。「楽しんでいる」と判断する前に、何を確認しますか。

回答・理由：

問5

保護者が「厳しく叱ってでも食べさせて」と求めています。目標を共有しながら方法を変える説明を一文で書いてください。

回答・理由：

問6

記録に「本人がわがままを言ったので対応した」とあります。検証できる記録にするため、少なくとも三つの不足情報を挙げてください。

回答・理由：

問7

本人から話を聴くとき、「先生に叩かれたんだよね」と確認することの問題と、別の言い方を書いてください。

回答・理由：

問8

非常勤職員が研修を欠席しました。資料を渡した後、どのように受講と理解を確かめますか。

回答・理由：

問9

管理者が通報を止め、原記録の削除を求めました。子どもの安全と記録を守る行動を二つ挙げてください。

回答・理由：

問10

送迎前の叱責を減らすため、迎え順と待機場所を変えます。改善したと判断するため、何を、誰が、いつ確かめますか。

回答・理由：

19

解答 解説 判断の根拠を確かめる

自分の回答と違う部分について、結論だけでなく見落としの情報や行動を確かめてください。実際の事案では、必要な安全確保と通報を進めながら関係機関と連携します。

問1の解説

待たずに市町村へ通報します。確証を得るための内部調査を通報の前提にしません。同時に、本人への付き添いや関係職員との接触の見直しなど、現在の安全を確保します。〔5〕

問2の解説

家庭の虐待は児童虐待防止法に基づき市町村・児童相談所等へ速やかに通告します。189も利用できます。迎えが迫る事情と現在の危険を伝え、保護者への説明や引渡しを相談します。本人の発言を機械的に保護者へ伝えないでください。〔6〕〔10〕

問3の解説

委員会では議題・資料・検討・決定・担当・周知を、研修では学習内容・受講者・理解確認・補講等を追えるようにします。同日に行えることと、記録や実施事項を省けることは異なります。〔2〕

問4の解説

笑顔以外の反応、普段との違い、断れる関係かを確認します。安全な別の場面で本人の気持ちを確かめます。職員の推測を本人の同意として記録しないことが重要です。

問5の解説

例：「食べる力を育てたいという願いは共有しています。怖がらせて食べさせる方法は取らず、体調や食形態を確認し、無理なく食べられる条件を一緒に探します」。保護者を否定する言い方ではなく、目標と方法を分けます。

問6の解説

いつ・どこで、本人が具体的に何をした／話したか、職員が何をしたか、本人の状態、その後の対応、観察者などが不足しています。分からないことを創作せず、確認者と確認時点を決めます。

問7の解説

質問に望まれる答えが含まれ、本人の説明を変えてしまう可能性があります。「何があったか、話せるところを教えて」など開かれた問いを用い、繰り返し聴取せず専門機関へつなぎます。

問8の解説

同じ到達目標の補講を行い、報告の実演や短い設問で理解を確かめます。受講者・実施日・内容・確認結果を残します。閲覧の印だけでは、必要な行動ができるかは分かりません。

問9の解説

管理者の許可を待たず市町村へ通報し、法人の別責任者等と安全な支援体制を確保します。原記録は正規の方法で保全し、削除や口裏合わせをしません。私物端末への持出しではなく、安全な保全を相談します。〔5〕

問10の解説

例：担当者が2週間、待ち時間、本人の緊張・意思表示、職員の声かけ・交代を記録し、次回委員会で評価します。叱責が減っても、活動参加を失ったり、本人が助けを求められなくなったりしていないかを合わせて見ます。

ケース1の解説

Aさんの笑いだけでは受け止めを判断できません。発言が周囲の笑いにつながり、食事をやめたことは確認できますが、その理由は未確認です。からかいを止める働きかけと、本人への援助を並行します。

「少し交代します。Aさん、今は休んでも大丈夫だよ」と短く伝え、食べることを急がせません。

体調、痛み、姿勢、食形態、食具などを普段の支援情報と照合します。量・席・提示の仕方を変える案もありますが、安全な摂食に関する必要な確認を省かないことが条件です。予防では、片付け時刻に合わせて食事を強制する仕組みになっていないかを見直します。

記録例は「職員が『赤ちゃんみたい』と発言。周囲の児童が笑い、Aさんは笑った後スプーンを置いて下を向いた」です。ここに『本人も楽しんでいた』とは書きません。尊厳への影響を点検し、虐待が疑われれば通報します。〔3〕〔5〕

ケース2の解説

遅れへの焦りがあっても、泣いているBさんの腕を引き続ける理由にはなりません。行為の中止と交代を求め、腕の状態を確認します。同時に車内の児童の見守りを残し、学校側や事業所に具体的な応援を求めます。運転担当が無断で持ち場を離れて別の危険を作らないことが重要です。

負傷の程度が分からなくても、行為と本人の反応、現在の対応を報告します。虐待を受けたと思われる場合の市町村への通報は、管理者の認定待ちにしません。本人の身体状態に応じて受診や救急対応を進めます。〔5〕

次回は椅子、履物、予告、引渡し時刻を見直し、遅延連絡を誰が行うかを決めます。速く履かせる技能だけを求めず、送迎表に現実的な準備時間を確保できるか管理者が検討します。

ケース3の解説

確かなのは、職員が真似をし、Cさんが笑ったこと、活動前のトイレ利用が増えていることです。嫌で避けているという解釈はまだ仮説です。しかし原因が確定していないことは、からかいをそのまま続ける理由にはなりません。「話し方を真似するのはここでやめましょう」と具体的な行為へ働きかけます。

本人が話せる別の場面で、活動についてどう感じているか、嫌なことや変えたいことはあるかを本人に合う方法で確かめます。誘導して被害の説明を引き出すのではなく、普段の参加の変化も観察します。先輩の「楽しんでいる」という説明と本人の意思を同一視しません。

他の職員がいない場面でも人格を尊重する言葉を使えるかを会議で確認します。支援者の意図や本人の笑いだけで影響を判断できない点が、この事例の中心です。〔3〕

ケース4の解説

Dさんが職員の服を引く行動の意味は確認が必要ですが、周囲に聞こえる説明を続ける必要はありません。「衣類と体調のことで個別にお伝えしたいので、少しこちらでよろしいですか」と場所を移す提案をします。保護者が急ぐ場合は、今必要な連絡と、後から電話等で伝えられる内容を分けます。

保護者がその場でよいと言っても、本人の羞恥や他家庭への情報の広がり配慮します。「Dさんが安心できるよう、詳しいことは個別にお話しします」と説明できます。連絡の目的は失敗の評価ではなく、体調、衣類、次の支援を共有することです。

送迎時の連絡場所と方法を事前に決め、排泄の失敗を他児や他家庭の前で話さないルールを共有します。尊厳を損なう言動や不必要な個人情報の共有を、日常の支援から点検します。〔3〕

ケース5の解説

行為が止まった後も、Eさんの状態を確かめ、安全な職員が付き添います。頭を叩かれたという目撃事実と、うつむいているという現在の状態を残し、必要な医療的確認につなぎます。本人を問い詰めたり、当該職員の前で説明させたりしません。

管理者につながらないことは市町村への通報を待つ理由にはなりません。目撃した人は確証や上司の許可を待たずに通報し、経緯を知らない部分は未確認と伝えます。内部の事情を知る必要と、外部への通報義務を混同しないでください。〔5〕

別職員へ他児の見守りを依頼し、原記録を保全します。再発防止では、通報者を守る連絡経路と、管理者不在時の役割を確認します。先輩の経験や普段の信頼を、目撃した行為の評価に代用しません。

ケース6の解説

Fさんの言葉と腕に見える変化は記録しますが、痕の原因を職員が断定する必要はありません。「話してくれてありがとう。安全に過ごせるように相談するね」と応じ、本人に同じ話を何度もさせないようにします。

児童相談所等へ速やかに通告し、迎えが来ていること、本人の発言と身体の状態、現在の安全を伝えます。保護者への事前確認によって危険が増す場合があるため、説明や引渡しについて助言を求めます。切迫した危険があれば警察への連絡も行います。〔6〕〔10〕

子どもの見守りと保護者対応を別担当にし、窓口との連絡を切らさないようにします。家庭の虐待に関する通常・時間外の経路を事前に確かめておけば、迎えの時間に迫られた場面でも一人で決めずに済みます。

ケース7の解説

保護者の願いは、学ぶ力や最後まで取り組む経験を育てることだと考えられます。ただし、その願いを推測だけで決めずに聴き取ります。「取り組める時間を伸ばす目標は共有したいです。一方、嫌がる身体を押さえて続ける方法はありません」と目標と方法を分けて伝えます。

会議まで何もしないのではなく、現在の課題量を調整し、本人が休憩を伝えられる方法を用意します。前半に参加できる条件、離席の前の刺激や疲労、本人が選んだ教材などを記録します。保護者の同意だけで不当な制限が正当化されることはありません。〔2〕〔3〕

短い活動を区切って選ぶ、順序を変える、休憩後に戻れるようにするなど进行比较し、本人の参加と安心を確認します。家庭と事業所が達成度だけでなく、達成する過程についても話し合うことが予防になります。

ケース8の解説

「強く引いた」という表現にも具体化の余地はありますが、見た動作を「介助した」に置き換えて消すことは適切ではありません。どの部位をどのように持ち、本人がどう反応したかを追記できるか確認し、原記載と変更履歴を残します。

管理者が関与しているため、その人だけが調査や支援体制を決める構造を避けます。市町村への通報を進め、法人の別責任者等に連絡し、翌日の担当、接触の制限、本人への配慮を整えます。記録を持ち出すのではなく、正規の保全方法と外部への提供方法を相談します。〔5〕

管理者との関係の良さは、通報や事実保全を止める理由にはなりません。改変履歴、保管権限、管理者を経由しない連絡経路を整え、報告した職員が孤立しないことまで改善の対象にします。

20

研修後の確認 説明から実行へ

次の項目を「自分で実行できる／支援があればできる／再学習が必要」で確認します。「できる」と答えた項目は、実際の連絡先や声かけを一つ示してください。研修前より自信が下がったとしても、判断の難しさに気づいた結果かもしれません。評価を人事上の優劣に使わず、必要な練習を決める材料にします。

確認する行動	自己評価・次の練習
危険な行為を止め、本人と他児の担当を決める	
施設従事者と家庭の虐待の通報先を使い分ける	
本人に誘導せず応じ、必要な人への共有を説明する	
事実・伝聞・推測を分けて記録する	
改善の担当と期限、子どもへの影響の確認方法を決める	

次の勤務で行うことを一つ選び、2～4週間後に確認者と振り返ります。実行できなかった場合は、知識の不足か、連絡先や人員など環境の不足かを分けて再調整します。

21

現場点検 書類と実際の支援を照合する

点検では、文書が存在することと、必要な場面で使えることを分けます。各項目について、確認した日、実物や観察した場面、残る課題を記入してください。未完了には担当者と期限を付け、危険が続く場合は期限までの暫定措置も決めます。

確認項目	確認した証拠・改善
全勤務帯の職員が通報先と代行者を取り出せる	
子どもが休む・断る・助けを求める方法が実際に使える	
排泄・着替え・送迎時の連絡でプライバシーを守れる	
新任者・非常勤・送迎担当を含む研修と補講を確認できる	
委員会で本人の声や日常の迷いを扱っている	
管理者が当事者でも通報と原記録保全を行える	
改善の結果を本人の安心・参加と合わせて検証している	

22

A4一枚クイックリファレンス

虐待が疑われたとき

危険な行為を止めて応援を呼び、本人と他児の安全を確保する。負傷、意識、呼吸などを確認し、緊急時は119・110へ連絡する。

施設従事者による障害児への虐待疑いは市町村へ通報する。家庭の虐待疑いは市町村・児童相談所等へ速やかに通告する（189も利用可）。確証や管理者の許可を待たない。

時刻、行為、本人の言葉と状態、実施した対応、連絡先を記録する。直接見たことと伝聞・推測を分け、未確認は未確認と伝える。

本人を繰り返し問い詰めず、安全な担当へつなぐ。原記録・映像を正規の方法で保全し、口裏合わせ、削除、沈黙の要求をしない。

安全な支援継続、保護者説明、委員会の検証と改善につなぐ。

市町村窓口：	時間外：
責任者・代行：	応援先：

23

学びを次の勤務につなげる

虐待防止で問われるのは、難しい場面で子どもの意思と安全を見失わず、必要な行動を取れるかということです。違和感を言葉にし、危険な行為を止め、事実を残して通報につなぐ。その後、本人の安心と参加を取り戻す支援を組み直します。行為の責任を曖昧にせず、同時に配置や時間、相談経路など組織の条件も改善します。

研修の最後に、明日変えることを一つ決めてください。「気を付ける」ではなく、「誰が、どの場面で、何をするか」を書き、結果を見る日を決めます。子どもが助けを求めやすくなったか、職員が早く交代を頼めたか。その具体的な変化を、次の会議と次年度の研修へつないでいきます。

次の勤務で試すこと

一緒に確かめる人と、振り返る日

法令と参考資料

今後の制度改正への備え

こども性暴力防止法は2026年12月25日施行予定です。制度確認日現在は公布済み・未施行で、指定障害児通所支援は義務対象です。研修、相談・報告、採用・配置や情報管理等の準備は、現行の虐待防止等の義務と区別して進めます。BOOK 00の改正対応と公式の準備資料を確認してください。〔9〕

本文の〔番号〕は以下の資料に対応します。制度確認日は2026年9月30日です。リンクから発出元の資料を参照できます。

〔1〕 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

発出機関：国／こども家庭庁・厚生労働省 発出・更新日：平成24年厚生労働省令第15号

該当箇所：第44条・第45条・第54条・第71条

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔2〕 指定通所支援基準の解釈通知（令和6年4月改正・新旧対照）

発出機関：国／こども家庭庁・厚生労働省 発出・更新日：2024年4月12日公表資料

該当箇所：身体拘束等の禁止・虐待防止

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔3〕 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向け）

発出機関：国／こども家庭庁・厚生労働省 発出・更新日：2024年7月

該当箇所：虐待の判断、通報、身体拘束の廃止

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔4〕 指定通所支援報酬の算定に関する留意事項（令和8年4月改正後全文）

発出機関：国／こども家庭庁・厚生労働省 発出・更新日：2026年3月31日こ支障第88号改正

該当箇所：身体拘束廃止未実施減算・虐待防止措置未実施減算

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔5〕 障害者虐待防止法

発出機関：国／子ども家庭庁・厚生労働省 発出・更新日：平成23年法律第79号

該当箇所：第16条等

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔6〕 児童虐待防止法

発出機関：国／子ども家庭庁・厚生労働省 発出・更新日：平成12年法律第82号

該当箇所：第6条等

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔7〕 堺市 障害福祉のしおり その他相談窓口

発出機関：堺市 発出・更新日：2026年4月1日更新

該当箇所：障害者虐待防止相談窓口

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔8〕 堺市指定障害児通所支援等基準条例

発出機関：堺市 発出・更新日：平成24年条例第68号

該当箇所：第2条

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔9〕 こども性暴力防止法 施行準備情報

発出機関：子ども家庭庁 発出・更新日：2026年9月確認

該当箇所：施行日・準備資料

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔10〕 堺市 こどもの虐待とは

発出機関：堺市 発出・更新日：現行公表資料

該当箇所：通告義務・窓口

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

COPY & USE

研修と補講の記録

実施日・時間／研修番号／講師／教材版

参加者と欠席者

取り上げた章・ケースと実技

理解確認で残った疑問と再確認の結果

欠席者の補講日と実施内容

現場で変更すること・担当・期限・確認者

改善の記録

課題番号／確認日／担当者

起きたことと子どもへの影響

実施した対応と判断の理由

委員会等で決めた改善と担当者

改善期限と確認方法

実際に変わったことと残る課題

指針・計画の変更箇所と次回確認日

事業所の確認欄と改訂履歴

指針・計画の名称と保管場所

責任者と不在時の代行者

外部連絡先と受付時間

地域・建物・設備に応じた適用事項と確認先

確認日・回答の保管先・次回確認予定日

版・日付	改訂内容
Ver.1.0 2026年9月30日	初版
Ver.1.1 2026年9月30日	本文・演習・記録様式の改訂
Ver.2.0 2026年9月30日	読み物としての再編集、図版・組版・印刷用PDFの制作

制度改正、連絡先や役割の変更、事故・訓練で見つかった課題を確認し、指針・計画と教材を更新してください。

A4判・両面印刷対応。本文と記入用紙は実寸で印刷してください。挿絵は本教材のために制作したイメージであり、実在する事業所や利用児童の写真ではありません。

虐待防止

無料公開版の利用案内

発行・提供：はまなす行政書士事務所
公開用補足：2026年10月1日／Web版1.0
本文：Ver.2.0（2026年9月30日）

事業所の内部研修にご利用ください

本教材は無料で閲覧・ダウンロードでき、事業所内の研修のために印刷・複製・職員へ配布できます。記入用紙は事業所の実情に合わせてご利用ください。国の認定教材・修了証ではありません。

本文の事例、演習、所要時間、到達判定の提案を、自事業所の指針・計画・役割・連絡先に合わせて使います。読む研修、行動を確かめる訓練、委員会の開催、計画の整備は区別し、実施した内容を記録してください。

本文の参照先の訂正

本文4ページの「前のページの到達目標」は、本文2ページの「本書で身につけること」を参照してください。本文のページ番号は変更していません。

参考資料・根拠は本文巻末に掲載。地方自治体・消防・保健所の最新の取扱いと施設条件を確認して運用してください。

掲載先：<https://hamanasugyousei.com/training-textbooks/>

再配布先の案内には上記ページのリンクをご利用ください。第三者の資料には各発行元の利用条件が適用されます。